

特定介護 福祉用具販売契約書（約款）

第一条 目的

事業者は、利用者に対して適切な特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）を用いて利用者の心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）を選定し、その相談及び販売を行ないます。

第二条 運営の方針

- 1 特定福祉用具販売において、事業者の専門相談員は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とします。
- 2 特定福祉用具販売において、事業者の専門相談員は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の選定の援助、取り付け、調整等を行い、販売することにより利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とします。
- 3 事業者は本事業実施に際して、市区町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めることとします。

第三条 利用者の義務

- 1 利用者は、特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）について、定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守するものとします。
- 2 利用者は、事業者の承諾を得ることなく本契約に基づく権利の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し又は転借することはできません。
- 3 利用者は、転居、入院、死亡など、特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の利用状況に変化があった場合は、速やかに事業者へ通知するものとします。

第四条 特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の納品

事業者は、利用者の希望に応じて特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）を利用者へ引き渡すにあたって、特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の使用方法、使用上の注意事項、故障等の対応等を説明し、商品を納品するものとします。

第五条 秘守義務

事業者は、本契約に基づく業務によって知り得た利用者又はその家族の秘密を本契約の有効期間の満了を問わず、第三者に漏らしてはならないものとします。

第六条 利益供与の禁止

事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対価として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとします。

第七条 特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の保管

事業者は、衛生的な管理を行っている福祉用具を提供するとともに、従業員の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品についても、衛生的な管理に努めることとします。

第八条 苦情処理

事業者は、利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置することとします。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、関係する従業員で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行ないます。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぎます。

第九条 事故発生時の対応

- 1 専門相談員等は、事業の提供により事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者に報告を行なうものとします。
- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとします。

第十条 搬入又は搬出の日時

利用者の居宅における福祉用具の搬入又は搬出の日時について、利用者又はその家族が指定することができるものとします。

第十一条 協議事項

本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事柄が生じた場合には、利用者と事業者は誠意を持って協議の上、解決に努めるものとします。

第十二条 選択制福祉用具に対する判断と判断体制・プロセス

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できるメリット・デメリット等を十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行い、利用者が決定するものとする

上記の契約を証するため、本書二通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各一通を保管するものとします。

特定介護 福祉用具販売【重要事項説明書】

1. 事業者の概要

事業者名	富岳物産株式会社 ふうが介護ショップ
所在地	山梨県甲府市上今井町681-12
電話番号	055-243-0013
介護保険事業所番号	1970104954
通常業務の実施地域	下記 10. 項 参照

2. 事業内容

福祉用具貸与事業
介護予防福祉用具貸与事業
特定福祉用具販売事業
特定介護予防福祉用具販売事業
住宅改修事業

3. 事業所の職員体制

職 種	専門相談員の有無	人 員			
管 理 職	有	常 勤	1 名	非常勤	名
営 業	有	常 勤	2 名	非常勤	名
事 務	有	常 勤	1 名	非常勤	名

4. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜～金曜日 AM9:00 ～ PM6:00
休日（特別休暇）	毎週土、日曜日、12/29～1/3

5. 取扱種目

取 扱 種 目	①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤排泄予測支援機器 ⑥移動用リフトの吊り具部分 ⑦スロープ ⑧歩行器 ⑨歩行補助杖
---------	--

6. 利用料等

利 用 料 等	「特定（介護予防）福祉用具販売契約書」による
交 通 費 等	通常の事業実施地域を越えて行なう事業に要する交通費は実費とします。 搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用は実費とします。

7. 相談・苦情対応窓口・緊急連絡先

◆販売に関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当 社 お 客 様 相 談 窓 口					
担 当 者	米山	電話番号	055-243-0030	応答時間	9:00 ～ 18:00
緊急連絡先		電話番号			

◆次の公的機関においても、苦情申し出等が可能です。

市 区 町 村 介 護 保 険 相 談 窓 口			
市区町村名		担当部署	
電話番号		担 当 者	

8. 当社の事業計画・運営方針等について

お客様に良好な商品を提供することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とします。

なお、当社の事業計画や利用者に係る「サービス提供記録」等は、ご要望があれば提示することができます。

9. 商品の納品、搬出の日時

商品の納品、搬出の日時につきましては、お客様のご希望に従って行ないますので、ご希望の日時をお知らせ下さい。

10. 通常営業実施地域一覧表

事業者名	富岳物産株式会社 ふうが介護ショップ			
都道府県名	市 区 町 村 名			
山梨県全域				